

【認可外保育施設などの利用者へ】幼児教育・保育無償化に伴う手続きを

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設などの利用料が、上限の金額まで無償となります。

無償化の対象となるためには、町から事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることができませんので、ご注意ください。

なお、令和5年4月から認可外保育施設などの利用を開始する人は、3月17日(金)までに申請をお願いします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ こども未来課 保育係

☎ 286 - 3117



対象となる施設・事業

次の施設・事業のうち県が確認を行ったもの。
認可外保育施設／一時預かり事業／病児・病後児保育事業／ファミリー・サポート・センター事業

無償化の対象者と上限額

子の年齢	認定の要件		上限額(月額)
3～5 歳児 クラス	・ 保育の必要性がある ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用(在園)していない	—	37,000 円
0～2 歳児 クラス		市町村民税 非課税世帯	42,000 円

国民年金保険料はまとめて納付(前納)がお得です

国民年金保険料は、まとめて納付(前納)することで割引が適用されます。ひと月ごとに納付するよりお得になりますので、ぜひご利用ください。

前納の種類

- ・ 2年前納(4月分～翌々年3月分)
- ・ 1年前納(4月分～翌年3月分)
- ・ 6カ月前納(4月分～9月分か10月分～翌年3月分)

※前納は、現金(納付書)、口座振替、クレジットのいずれかでできます。

前納の申し込みはお早めに

口座振替、クレジットカード納付

申込期限は2月28日(火)です(10月分～翌年3月分の6カ月納付を除く)。期限後に、さかのぼっての申し込みはできません。

現金(納付書)納付

- ・ 2年前納を希望する場合は、問い合わせ先へ申請してください。前納の納付書が、4月に日本年金機構から発送されます。
- ・ 1年前納と6カ月前納の納付書は、申請しなくても、4月に発送されるひと月ごとの納付書に同封されています。

☎ 熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144
健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

全国瞬時警報システムによる情報伝達試験を実施

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達試験を行います。なお、気象などの状況により中止する場合があります。

☎ 危機管理課 ☎ 286 - 3210

情報伝達試験

日時 2月15日(水) 午前11時ごろ
伝達手段 防災行政無線／SNS／ましきメール